

守口市障がい者・高齢者交流会館指定管理者制度 総合評価(施設所管課による評価)

【評価対象施設】守口市障がい者・高齢者交流会館

【指定管理者名】社会福祉法人 守口市社会福祉協議会

【評価対象年度】令和4年度

【施設所管課名】健康福祉部 障がい福祉課

施設のサービス水準の視点 コメント

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年2月頃から通常通りの運営が困難な状況が続いていたが、消毒液の設置や会議室利用の人数制限等を行い、必要な感染拡大防止対策を続けていく中で、令和4年度は利用件数が一定回復した。令和5年5月以降は新型コロナウイルスが5類となるが、次年度においても随時市と協議しながら必要な対応・対策をお願いしたい。  
また、利用件数・利用者数が増えるよう、より一層の啓発に努められたい。  
アンケートの実施については、利用者にご趣旨を説明、実施したことにより有用な調査に繋がっている。次年度も丁寧な説明をして、より深く趣旨を理解してもらおうよう努められたい。  
新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、なかなか展示室の活用ができていない状況であるが、次年度が最終年度であるため、活用に係る体制整備等について取り組まれたい。

収支状況 コメント

光熱水費については、国内外の影響により高騰したが、利用者にご協力いただいた。また、事務経費の削減などにより、黒字収支となっている。今後もコスト削減を念頭に置いた管理運営に努められたい。

市(施設所管課)による総合評価

昨年に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大により通常運営が困難であったところ、適宜必要な感染防止対策を取られたことは評価する。また、利用者アンケート調査において、概ね良い評価を得ることができている点も評価したい。継続課題である展示室の活用について、具体的な進展がなかったことから、次年度は企画調整や体制整備等に取り組まれたい。  
以上のことを総合的に勘案して、評価を【B】とした。

総合評価

B

総合評価区分

- A：協定事項等を上回る水準で施設運営がされ、大変良好なサービスが提供されている
- B：概ね協定事項等の水準どおり施設運営がされている
- C：協定事項等の水準以下であった